**小型充電式電池の回収について**

１　概要

「スプレー缶類・発火物・有害物」の収集日（月２回、無料）に小型充電式電池（リチウムイオン電池等）を一緒に出せることとし、回収を始めるもの

２　目的

　　　小型充電式電池の燃やさないごみでの排出を減らし、小型充電式電池の発熱・発火を原因とする収集車両や処理施設での爆発・火災事故を防止するため。

３　開始時期

　　　令和２年３月から

４　対象の小型充電式電池（家庭から出るものに限る）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| リチウムイオン電池 | ニカド電池 | ニッケル水素電池 |
| \\Nasvst01\012530環境業務$\ごみ情報誌（ながおかのごみ改革）\ごみ情報誌４３\原稿\1 入稿\北越印刷への提供データ\ごみ情報誌画像３\001.jpg | \\Nasvst01\012530環境業務$\ごみ情報誌（ながおかのごみ改革）\ごみ情報誌４３\原稿\1 入稿\北越印刷への提供データ\ごみ情報誌画像３\002.jpg | \\Nasvst01\012530環境業務$\ごみ情報誌（ながおかのごみ改革）\ごみ情報誌４３\原稿\1 入稿\北越印刷への提供データ\ごみ情報誌画像３\003.jpg |

電子タバコ、モバイルバッテリー

５　回収方法

　　　ゴミステーションで月２回収集（３月から）

「スプレー缶類・発火物・有害物」の日に合わせて出せるようになります。

６　周知方法

　　　ごみ情報誌「ごみ改革Vol.43」（3月1日発行）